

'95.2.8 4139

審訴控判公団事業算清算

# 裁判官忌避を申立て

東京高裁は証人  
調べを行なえ!!

「忌避申立書」  
を提出（六日）

何故一切の事実  
調べを拒むのか

本部は、六日、清算事業団控訴審公判の担当裁判官である田中・高橋裁判官に対する、「裁判官忌避（きひ）」の申立てを行なつた（越山裁判長は退官）。

「忌避の申し立て」とは、公正な裁判が行なわれないと判断されるときに、現在の担当裁判官のもとでの審理を拒む手続きである。何ひとつ理由も明らかにしないまま、一切の証人調べを拒否し、突然結審を通告するような裁判官のもとでは、到底公正な判決が行なわれようはない。われわれは、一審に統一を断じて認める訳にはいかない。六日に提出した「忌避申立書」は受理された。当面、この戦が始まるところになる。

本部は、六日、清算事業団控訴審公判の担当裁判官である田中・高橋裁判官に対する、「裁判官忌避（きひ）」の申立てを行なつた（越山裁判長は退官）。

「忌避の申し立て」とは、公正な裁判が行なわれないと判断されるときに、現在の担当裁判官のもとでの審理を拒む手続きである。何ひとつ理由も明らかにしないまま、一切の証人調べを拒否し、突然結審を通告するような裁判官のもとでは、到底公正な判決が行なわれようはない。われわれは、一審に統一を断じて認める訳にはいかない。六日に提出した「忌避申立書」は受理された。当面、この戦が始まるところになる。

上げられていながら、これを一切調べようともしないなどということは、裁判所自ら裁判制度を否定したに等しい暴挙だ。審理を尽くすどころか、証人を調べ、事実を調べることそのものを拒否するという態度の背後に

は、国鉄分割・民営化の過程でおこなわれた未曾有の国家的不当労働行為のすべてを隠ぺいしようとする司法権力の意図がむきだされていると考えざるを得ない。

実際、ことがらの性格から言つて、清算事業団裁判は、他の裁判にも増して、厳密かつ徹底した事実調べの必要性をもつ裁判である。何故ならば、国家による膨大な不当労働行為が吹き荒れた事実は、すでに各地労委・中労委の命令によつて、つぶさに公知のものとなつてゐるからである。しかも、現代日本の労資関係史上においても、その規模と政治的背景から見て、古今未曾有の重大な事件である。本来ならば、裁判所は、その事実のすべてをつぶさに調べ、明るみにださなければならぬはずだ。そして、この事実から照らしだしたときに、「国鉄改革法」という「法」の本質が、「法」ならざる國家の名による不

当労働行為の制度化に他ならなかつたことが、一点の曇りもない明瞭になるはずだ。まさに、突然の審理打切りは、事実を闇にほうむろうとする政治的結審である。だからこそわれわれは、「忌避申立て」を行なつたのである。

一審判決のときも全く同じであつた。一審の「六・二五判決」が提示された直後に指定されたのである。まさに、「むきだしにされた政治的意図」と言う他はない。

極めて政治的な  
判決日指定

そればかりではない。われわれは、二月九日に指定された判決日 자체が、清算事業団闘争を力でねじ伏せようとする極めて政治的な攻撃であると考えざるを得ない。

これは、昨年十二月二十四日に、国労の取込みと解体・清算事業闘争をめぐる攻防戦は、最大の焦点にせりあがつた。今こそ、国家的不当労働行為の全事実を暴きだそう！ 東京高裁は、事実調べを行なえ！ 裁判官忌避申立てを認めよ！ 全員の解雇撤回をかちとるぞ！

第33回  
動労千葉定期懇親会  
に結集しよう！  
日時 2月15日13時  
場所 千葉市民会館

闘争の幕引きを政治的な目的として、「二〇二億訴訟」の取り下げが行なわれたその後に

判決日が指定されたことを見れば明らかである。